

仙洞料上野村の定免について

高橋 伸拓

1. はじめに

近世において、禁裏料はその年貢が定高制の財源に充てられ、仙洞料は上皇不在の除料時の年貢が運用され（佐藤 2016）、幕府・朝廷の財政にとって重要な領地であった。しかし、禁裏料・仙洞料の年貢は、これまで十分に検討されてこなかったため（奥野 1941・中山 2017）、どのようにして年貢を徴収していたのか検討の余地がある。

本稿は、仙洞料の年貢徴収について、摂津国島下郡上野村を事例として定免に着目して考察する。定免は、過去の収穫高から平均的年貢率を出し、ある一定期間、同一的年貢率を定めるものである。徳川吉宗が享保改革の一環として幕領で実施し、定免の設定時に年貢率を引き上げることによって年貢増徴を行い、幕府が増収したことを指摘されてきた（大石 1967・高埜 2015 等）。禁裏料・仙洞料は京都代官が支配し、幕領と同様の年貢形態で定免を実施していたことが明らかになっている（高橋 2018・2021）。以上から、禁裏料・仙洞料においても定免の実施によって増徴し、朝廷の財源の確保につながったのではないかと考えられる。

しかし、これまで上記の点を意識して、禁裏料・仙洞料における定免の実施状況が検討されてこなかった。そこで、以上の課題に資することを目的として、仙洞料の摂津国島下郡上野村における定免の実施状況を検討する。

2. 上野村の年貢率の変遷

幕府は享保 7 年（1722 年）に定免法を施行した（高埜 2015）。管見の限りにおいて、禁裏料・仙洞料において定免が実施された初見は享保 15 年 3 月である（註 1）。この時は、3 年の定免を設定され、仙洞料の摂津国島下郡鮎川村は年貢率 49% を仰せ付けられ、5 年間で平均すると、1 分 6 厘 6 毛の増加になったとしている。

上野村の年貢率の変遷をみると、仙洞料に設定された宝永 3 年（1706 年）は検見取で年貢率が 39% であり（年貢率は取米を毛付分で除して算出、以下同）、天明 4 年（1784 年）は検見取で年

貢率が 46.2% であった。享和元年（1801 年）から文化 2 年（1805 年）まで定免が設定された時は、年貢率が 49.2% となり、増徴されている。その後、徐々に年貢率が増えていき、天保 7 年～同 11 年の定免の時は 50.1% になっている（高橋 2021）。定免の設定時に、年貢率を引き上げていることがわかる。それでは、上野村では定免の設定がどのように行われたのかを次に検討してみる。

3. 定免をめぐる上野村の動向

ここでは定免をめぐる上野村の動向を検討する。上野村の定免をめぐる動向は寛延 2 年（1749 年）から確認できる（註 2）。除料の時期で定免にあたって、免率（年貢率）を 5 厘増やして 44.7% にすれば定免を受けると願っている。しかし、2 分増しとなって年貢率は 46.2% となっている。

こうして定免の設定によって増徴されることが負担となり、上野村は、安永 4 年（1775 年）2 月 21 日には明和 2 年（1765 年）から安永 3 年までの 10 年の取米の平均で、安永 4 年から同 8 年までの 5 年間定免を仰せ付けてもらい、増米は赦免してほしいと京都代官役所に願っている（註 3）。翌 2 月 22 日には年貢率が高いため検見取にしてもらい、定免を断ると京都代官役所に申し出ている（註 4）。翌 5 年 2 月には、明和 3 年から安永 4 年の 10 年の取米の平均を出し、安永 5 年から同 9 年の 5 年間は平均で定免を仰せ付けてほしいと京都代官役所に申し出ている（註 5）。

しかし、増徴は続いたようであり、寛政 7・8・9 年には定免について吟味が行われ、上野村は定免を拒否し、検見取を主張している（註 6）。

そして、享和元年に上野村は以下の口上書を京都代官役所に提出している（註 7）。

（端裏書）「享和元酉年御定免跡請御吟味ニ付此通書付差上候所式合御増米被 仰付候ニ付五ヶ年御請申候」

乍恐口上

一御定免之儀去ル午方申迄三ヶ年奉御請候処、

年限ニ相成候ニ付跡請御吟味被 仰付承知奉畏候、當村前々方以書付御歎き奉申上候通、悪地場ニ御座候所、御増米被為 仰付候而者甚難渋之場所ニ御座候間、何卒御憐愍之上下地之通被為 仰付下候ハ、當西方去ル午年迄五ヶ年御定免奉御請度段百姓一統相談仕罷出申候、乍恐此段御聞届被為 成下候ハ、難有奉存候以上

嶋下郡

上野村

享和元酉年三月二日 庄屋忠左衛門
年寄四郎兵衛
百姓代重右衛門

小堀縫殿様

御役所

この史料の記述から、享和元年以前の午年（寛政10年〔1798年〕）から申年（同12年）まで定免を実施していたことがわかる。端裏書の傍線部をみると、年貢米が2合増えて定免を受けたとある。上野村は場所が悪く、増米になると難渋すると京都代官役所に申し出ていたが、結局、増徴されていることがわかる。このようにして徐々に増徴されていったものと考えられる。

上野村は、上記の史料で主張するように、佐保川と勝尾寺川が合流して茨木川になる場所に位置しているため、水量が増して洪水の被害を受ける場所であった。実際、元文5年（1740年）には洪水によって大きな被害を受けている（註8）。しかし、そうした村側の主張を退けて、幕府は徐々に年貢を増徴していったのである。

4. おわりに

以上、仙洞料の上野村の定免について検討してきた。幕府は享保7年に定免法を施行し、禁裏料・仙洞料は享保15年から定免が実施されていた。上野村の年貢率の変遷を追うと、定免の設定時に少しずつ増徴し、仙洞料に設定された宝永3年は年貢率は39%であったが、天保11年は50.1%にまで増えている。上野村は定免の設定時の増徴が負担であるため、検見取を主張したが、退けられて定免が設定された。こうした増徴が朝廷の財源の確保につながったものと考えられる。他の禁裏料・仙洞料の村における定免の実施状況は今後の課題としたい。

註

- 1) 『新修茨木市史史料集4 鮎川村庄屋日記二』（茨木市、2001年、17頁）。
- 2) 寛延2年「乍恐以書付御定免奉願上候（当村定免につき）」（旧上野村文書（以下、〈上野〉と略）162、茨木市立文化財資料館蔵、以下同）。
- 3) 安永4年「乍恐書付を以奉願上候（来る亥年迄御定免につき）」（〈上野〉318）。
- 4) 安永4年「乍恐書付を以御断奉申上候（是迄通り検見取願）」（〈上野〉133-8）。
- 5) 安永5年「乍恐口上（定免につき増米等御赦免願）」（〈上野〉133-13）。
- 6) 寛政7年「乍恐以書付御断奉申上候（定免仰せ渡しにつき検見取仰せ付け願）」（〈上野〉358）、同8年「乍恐以書付御願奉申上候（定免仰せ渡しにつき検見取仰せ付け願）」（〈上野〉356）、同8年「乍恐以書付御願奉申上候（御定免につき検見取仰せ付け願）」（〈上野〉357）、同9年「乍恐以書付御願奉申上候（御定免高減免願）」（〈上野〉306）。
- 7) 享和元年「乍恐口上（御定免増米につき下地の通仰せ付け願）」（〈上野〉355）。
- 8) 元文5年「（上野村川筋切所・砂入絵図）」（〈上野〉506）等。

参考文献（五十音順）

- 大石慎三郎 1967 「享保改革」『岩波講座日本歴史 近世3』岩波書店 pp. 265-310
- 奥野高廣 1944 『皇室御経済史の研究 後篇』中央公論社
- 佐藤雄介 2016 『近世の朝廷財政と江戸幕府』東京大学出版会
- 高橋伸拓 2018 「京都代官役所の幕領・朝廷領支配—摂津国島下郡を中心に—」『ヒストリア』271 大阪歴史学会 pp. 136-159
- 高橋伸拓 2021 「京都代官の旧料・除料支配—課役の検討を中心に—」『日本歴史』875 日本歴史学会 pp. 24-40
- 高埜利彦 2015 『天下泰平の時代』岩波書店
- 中山清 2017 『近世の山科 山科の近世』文理閣